

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 1 7 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 4 号

亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（平成 1 7 年亀山市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 使用範囲の欄中「税務課長専決に係る証明用」を「税務課長専決に係る証明、照会及び回答用」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。